

コーポレートガバナンス

Kirayaka Bank

コーポレートガバナンス

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、平成19年5月7日、株式会社殖産銀行と株式会社山形しあわせ銀行の合併により、株式会社きらやか銀行として発足いたしました。その後、平成20年10月1日、持株会社「株式会社きらやかホールディングス」を合併、当行関係会社と共に「きらやかフィナンシャルグループ」として営業を行っております。

当行は、取締役会及び監査役会の機能発揮によるコンプライアンス態勢及びリスク管理態勢の強化を経営方針へ掲げており、コーポレート・ガバナンスの高度化が常に必要であると認識しております。

■会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況

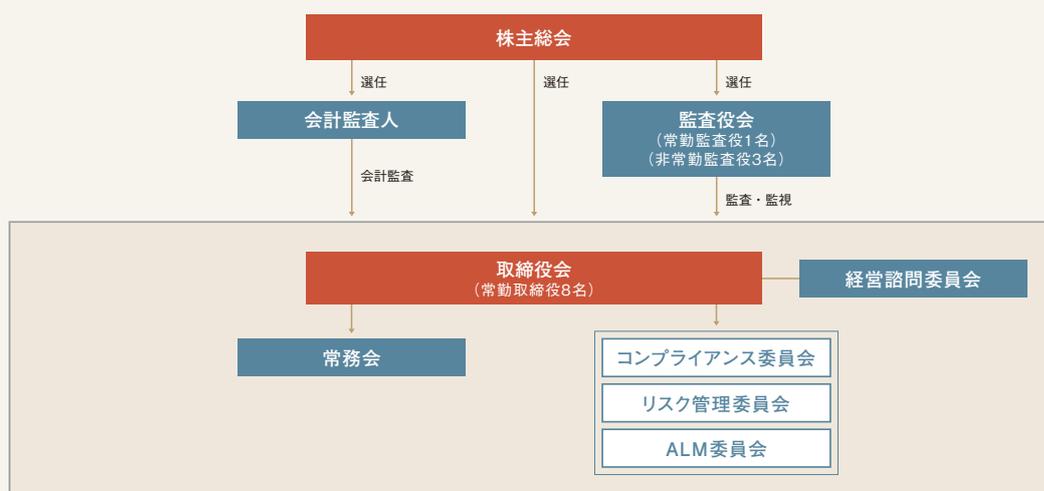
当行は、最高意思決定機関である株主総会、業務意思決定機関である取締役会の下に、以下の組織体制を整えております。

取締役会は、取締役8名と監査役4名で構成され、原則として月1回開催しており、重要な業務執行の決定を行っております。常務会は、原則として毎週1回開催しております。社外取締役は選任しておりませんが、監査役が業務執行状況を監視しており、監査役4名中3名を社外監査役とするなど、取締役の業務執行状況について、会社経営に精通した社外監査役の意見を反映しながら業務監視を行なう体制としております。なお、取締役の任期は1年としており、経営環境の変化に機動的に対応させております。

取締役会の下に、取締役からなる常務会を設置し、取締役会の決定した事項に関する具体的な実行細目並びに取締役会からの受任項目を決議しており、機動的な運用を行える体制としております。

また、取締役会の受任事項に基づき、重要な経営課題である分野ごとに「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「ALM委員会」を設置し、専門性と機動性を高める体制を敷いております。各委員会は、原則と

□会社の機関の内容および内部統制システムの整備の状況



(平成22年6月30日現在)

■ CSR (corporate social responsibility) : 企業の社会的責任

法令遵守や利益貢献といった責任を果たすことはもとより、地域や社会の顕在的・潜在的な要請に応えるといった企業の社会的責任のこと。具体的には、「適切な企業統治と情報開示」「誠実な消費者対応」「個人情報保護」「地球環境への配慮」「ボランティア活動支援などの社会貢献」「地域社会への参加などの地域貢献」等があげられます。

■ ALM (Asset Liability Management)

●「資産負債の総合管理」を意味し、金利・為替などの市場動向を分析・予測し、市場性リスクの総量を定量的に把握したうえで、市場動向に合わせて資産と負債の構成をコントロールすることにより、収益の極大化および安定化をはかることをいいます。●金利自由化の進展により、銀行の収益構造は、特に金利変動の影響をこれまで以上に受けやすくなっており、ALMの巧拙が銀行の収益力および安全性に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

して毎月1回開催しております。

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されており、各監査役は、取締役会等の重要会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、独立の立場から取締役の職務執行を監査しております。

①経営諮問委員会

取締役会へ対し、客観的な立場で評価・助言を行う機関として「経営諮問委員会」を平成22年5月21日に設置いたしました。

外部の有識者から経営方針や経営戦略及びコンプライアンス等について、客観的な立場で評価・助言を頂き、経営の透明性を高めます。

構成委員は3名を選任しております。

経営諮問委員会は原則として6ヶ月に1回の開催とするほか、必要に応じて開催致します。

②取締役会

経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行に関わる決定を行うとともに、経営・業務執行の監督機能も担っております。

また、当行は取締役8名が常勤しており、業務の全般を執行するとともに、取締役会に出席しております。取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時に招集しております。

③監査役会

監査役は、取締役会へ出席し積極的に意見具申するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。また、常勤監査役は、取締役会の他、常務会・コンプライアンス委員会・リスク管理委員会・ALM委員会へ出席し積極的に意見具申を行い、取締役の業務執行の実態把握に努めるとともに、職務執行状況を監査しております。

常勤監査役1名、社外監査役3名を選任しております。監査役会は、原則として月に1回開催しております。

④常務会

取締役会で決定した経営方針等に基づき、各部の業務執行状況について報告を受け、迅速かつ機動的に業務執行の意思決定を行う機能を果たしております。

取締役8名で構成し、これに常勤監査役が加わっております。常務会は、原則として週に1回開催しております。

⑤コンプライアンス委員会

金融機関の持つ公共的使命に鑑み、法令や社会的規範等の逸脱を防止し、厳格な自己規律による信頼性を確保して、当行のコンプライアンス態勢を強固なものとするを目的としております。

頭取を委員長とし、全常勤役員及び関連部の責任者で構成しており、これに常勤監査役が加わっております。コンプライアンス委員会は、原則として毎月1回開催しております。

⑥リスク管理委員会

当行のリスク管理方針、業務に係る各種リスクの状況の把握と評価、管理に係る事項等を協議・決議しております。

頭取を委員長とし、全常勤役員及び関連部の責任者で構成しており、これに常勤監査役が加わっております。リスク管理委員会は、原則として毎月1回開催しております。

⑦ALM委員会

当行全体で資金の運用・調達最適化を図るため、ALMに係る方針を協議・決議しております。

頭取を委員長とし、全常勤役員及び関連部の責任者で構成しており、これに常勤監査役が加わっております。ALM委員会は、原則として毎月1回開催しております。